

## 一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬の支給について定める事を目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、定款第20条に定める役員のうち常勤役員（職員に準じて勤務する役員及び最低でも1週につき3日以上勤務する役員。以下「役員」という。）について定めるものとする。

2 職員として給与を受ける役員については、役員報酬は支給しない。

### (報酬の意義)

第3条 この規程における役員報酬は、本会が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

### (報酬の決定)

第4条 役員報酬は、役員本人の業績及び本会の財務状況を鑑み、理事会において協議し、総会の承認を得るものとする。

### (常勤役員報酬の種類)

第5条 常勤役員報酬は、本俸及び特別手当とする。

2 本俸は月額とし、下記の範囲内で会長が別に定める。

月額	(年額)
200,000円	(2,400,000円)
150,000円	(1,800,000円)
100,000円	(1,200,000円)

(注) 上記の金額は職員に準じて勤務する役員について該当する。それ以外は勤務日数に応じて算出した金額とする。

3 特別手当は、協会の業績に応じて支給する事がある。

### (通勤手当)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に順じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第7条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等及び、控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬から控除する。

(日割計算)

第8条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

2 前項に規定する勤務1日あたりの報酬額は、本俸月額を当該月における所定労働日数で除した額とする。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。